

インド憲法附則(二)

孝 延 夫
浅 野 宜 之

第七附則

(第二四六条)

第I表 連邦管轄事項

- 一. 防衛の準備、戦争状態においてその遂行に資するすべての行動及びその終了における実効的な軍の解散を含むインド及びその一部の防衛
- 二. 海軍、陸軍及び空軍。その他の連邦部隊
- 二A. すべての連邦の武装戦力若しくは連邦の管理下にあるその他の戦力又は文民の支援によるいかなる州における分断若しくは部隊の展開、当該展開におけるこれらの戦力の構成員の権限、管轄、特権及び責任
- 三. 宿営地域の設定、当該地域における地方自治体、宿営地域機関の設置及び権限並びに当該地域における住宅にかかわる規制(賃料の管理を含む)
- 四. 海軍、陸軍及び空軍の業務
- 五. 兵器、小火器、弾薬及び爆発物
- 六. 原子力及びその発生に必要な鉱物資源
- 七. 国会により、防衛又は戦争の遂行に必要であることを宣言された工業
- 八. 中央情報調査局
- 九. 防衛、外交又はインドの安全を理由とする予防的拘禁、その対象となる者
- 一〇. 外交。連邦と他国との関係をもたらすすべての事項
- 一一. 大使、領事及び通商代表

二二、 国際連合

二三、 国際会議、協会及びその他の組織への参加並びにその決定の実行

二四、 条約及び他国との協約への加入並びに他国との条約、協約及び協定の実行

二五、 戦争及び講和

二六、 外国の裁判管轄権

二七、 市民権、帰化及び外国人

二八、 犯罪人引渡し

二九、 インドへの入国許可、移民及び国外退去、旅券及び査証

三〇、 インド国外への巡礼

三一、 公海又は空中における海賊行為及び犯罪、地上、公海又は空中における違法行為

三二、 鉄道

三三、 議会により制定された法律により国道とされた道路

三四、 議会により制定された法律により国有水路とされた内陸水路における、機械推進式船舶による輸送及び航行、当該水路における通行規則

三五、 潮河における輸送及び航行を含む海上輸送及び航行、商業船舶のための教育及び訓練に関する設備並びに州及びその

他の機関によりなされる当該教育及び訓練に関する規制

二六、 灯台船を含む灯台、ビーコン並びにその他の船舶及び航空機の安全のための施設

二七、 国会により制定された法律又は既存の法律により主要港とされた港に関する、その境界設定並びに当該港での港湾機能の設置及び権限を含む事項

二八、 港における検疫、これに隣接する病院を含む。海員病院

二九、 航空業、航空機及び運航、空港設備、運航及び空港に関する規定及び組織、航空教育及び訓練に関する設備並びに州及びその他の機関によりなされる当該教育及び訓練に関する規制

三〇、 鉄道、海運及び航空による並びに機械推進式船舶による国有水路における旅客及び物資の運送

三一、 郵便及び電報、電話、無線、放送並びにその他のコミュニケーション手段

三二、 連邦の資産及びこれから得る収入、ただし州の領域内にある資産については国会が法律により異なった定めをしないかぎり州の立法にしたがう。

三三、 削除（憲法第七次改正）

三四、 インド藩王国の統治者の領有地における裁判所

- 三五、連邦の公債
- 三六、通貨、硬貨及び法貨、外国為替
- 三七、外国債
- 三八、インド準備銀行
- 三九、郵便貯金
- 四〇、インド政府及び州政府によるくじ
- 四一、他国との貿易及び通商、関税境界を通過する輸入及び輸出、関税境界の設定
- 四二、州間貿易及び通商
- 四三、銀行、保険及び金融企業を含み、組合を含まない商業団体の組織、規制及び解散
- 四四、一州のみを対象としない、商業又は非商業を問わない団体で大学を含まないものの組織、規制及び解散
- 四五、銀行
- 四六、為替手形、小切手、約束手形及びその他の手段
- 四七、保険
- 四八、証券及び先物取引
- 四九、特許、新案及び意匠、著作権、商標
- 五〇、度量衡基準の設定
- 五一、インド国外への輸出品目及び州間取引商品の品質基準の設定
- 五二、議会が法律により公益に適うものとし、連邦により管理される産業
- 五三、油田及び鉱物油資源の規制並びに開発、石油及び石油製品、国会が法律により危険な爆発物としたその他の液体及び固体
- 五四、国会が法律により公益に適うものとし、連邦により管理される範囲での鉱物に関する規制及び鉱山開発
- 五五、鉱山及び油田における労働並びに安全に関する規制
- 五六、国会が法律により公益に適うものとし、連邦により管理される範囲での州際河川及び峡谷の規制並びに開発
- 五七、領海外での漁業及び漁民
- 五八、連邦機関による塩の精製、供給及び配給、その他の機関による塩の精製、供給及び配給の管理
- 五九、アヘンの栽培、精製及び海外への販売
- 六〇、上映する映画の認可
- 六一、連邦の雇人に関する産業訴訟
- 六二、本憲法施行の時点で、国立図書館、インド博物館、インペリアル戦争博物館、ピクトリア記念及びインド戦争記念並びにその他の組織でインド政府がその全部又は一部について

財政負担をしており、国会が法律により国家的な重要組織として
ているもの

六三、本憲法施行の時点で、バナラス・ヒンドゥー大学、ア
ガル・イスラーム大学及び第三七一E条に基づき設置された
デリー大学並びにその他の組織で国会が法律により国家的重
要組織としているもの

六四、科学及び技術教育の組織でインド政府がその全部又は一
部について財政負担をしており、国会が法律により国家的重
要組織としているもの

六五、連邦の組織及び機関で、
(a) 警察官の訓練を含む、専門職、職業及び技術訓練のため
のもの、

(b) 特殊教育及び研究を促進するためのもの、又は
(c) 犯罪の捜査及び発見に対する科学的又は技術的支援のた
めのもの

六六、高等教育又は研究のための機関及び科学技術機関の調整
並びに基準の設定

六七、古代の及び歴史的な遺跡及び記録並びに考古学的な遺跡及び
遺構で、国会が法律により国家的な重要物としているもの

六八、インド地理院、地質学、植物学、動物学及び人類学的調

査、気象観測機関

六九、国勢調査

七〇、連邦公務員、全インド公務職、連邦公務委員会

七一、連邦年金、インド政府により又はインド統合基金から支
払われうる年金

七二、国会、州議会並びに大統領職及び副大統領職の選挙、選
挙委員会

七三、国会議員、上院議長及び副議長並びに下院議長及び副議
長の俸給及び手当

七四、国会両院、その議員及び委員会の権限、特権並びに免責
特権、議会により任命された者の証人としての出席又は記録
の作成の強制

七五、大統領及び知事の報酬、手当、特権並びに休暇にかかわ
る権利、連邦大臣の俸給及び手当、会計検査院長の俸給、手
当並びに休暇にかかわる権利

七六、連邦及び州の会計検査

七七、最高裁判所の設置、構成、管轄及び権限（裁判所侮辱を
含む）並びに当該裁判所における手数料、最高裁判所で法曹
業務を行う権限を持つ者

七八、高等裁判所の設置、構成（休暇を含む）で高等裁判所職

員及び雇人に関する規定を除くもの、高等裁判所で法曹業務を行う権限を持つ者

七九、高等裁判所の管轄の拡大、連邦直轄領からの高等裁判所の管轄の除外

八〇、所属州外の地域で、当該地域の存在する州政府の合意なくいかなる州に所属する警察官も権限及び管轄を行使することのないようにするための、所属州外での権限及び管轄の範囲。州に所属する警察官の、当該州外の鉄道地域での権限及び管轄の範囲

八一、州際移民、州際検疫

八二、農業収入以外にかかわる所得税

八三、輸出税を含む関税

八四、インドで精製又は生産されるタバコ若しくはその他の品目で下記以外の品に対する税

(a) 人間の消費するアルコール飲料

(b) アヘン、インド大麻及びその他の麻薬並びに常習性のあるもので、医療用及びトイレ用のアルコール又は(b)号に定める成分を含む製品

八五、法人税

八六、個人又は会社の農地を除く資産に対する税、会社の資本

に対する税

八七、農地を除く所有物に対する遺産税

八八、農地を除く所有物に対する相続税

八九、鉄道、海路又は空路により運送される旅客又は物品の到着税、鉄道運賃及び航空運賃に対する税

九〇、証券取引及び先物取引にかかわる税で印紙税を除くもの

九一、為替手形、小切手、約束手形、船荷証券、信用状、保険証券、株式譲渡、債券、委任状及び領収書にかかわる印紙税の税率

九二、新聞の売買及びこれに掲載される宣伝広告に対する税

九二A、州際取引によりなされた新聞以外の商品の売買に対する税

九二B、州際取引によりなされた物品の託送（当該託送がこれをなしたものの宛かそれ以外のもの宛かにかかわらず。）に対する税

九三、本表に掲げられた事項に関する法令に対する違反

九四、本表に掲げられた事項の目的のための調査、測量及び統計

九五、最高裁判所を除くすべての裁判所の、本表に掲げられた事項に関する管轄、海事管轄

九六、裁判所における手数料を除く、本表に掲げられた事項に
関する手数料

九七、表Ⅱ及び表Ⅲに掲げられていない事項、これらの表に掲
げられていない税を含む。

第Ⅱ表 州管轄事項

一、治安（海軍、陸軍、空軍又は連邦のその他の戦力又は連邦
の管理下にあるその他の戦力又は文民により支援される分団
及び部隊の派遣を含まない）

二、第Ⅰ表第二A条の規定に基づく警察（鉄道警察及び村警察
を含む）

三、高等裁判所の職員及び雇人。地代及び租税裁判所の手続。

最高裁判所を除くすべての裁判所における手数料

四、刑務所、矯正院、少年院及びその他の同種の施設で留置を
行うもの、刑務所及びその他の施設の使用についての他州と
の調整

五、地方政府、すなわち町、改良信託、県協議会、鉱業区及び
その他の地方自治又は村行政のための地方組織の設置及び権

限

六、公衆保健及び衛生。病院及び診療所

インド憲法附則（二）

七、インド国外へのものを除く巡礼

八、酒類、すなわち酒類の生産、精製、所有、運搬、購買及び

販売

九、障害者及び就業不能者の救済

一〇、埋葬及び埋葬地。火葬及び火葬場

一一、一九七六年憲法第四二次改正法により削除

一二、図書館、博物館及びその他の類似の施設で州の管理下に
あり又は州が財政負担しているもの。古代の又は歴史的記念
物又は記録で国会により又は国会の制定した法律により国家
的重要物としているものを除いたもの

一三、交通機関、すなわち道路、橋梁、渡し舟その他の種類の
交通手段で第Ⅰ表に記載されていないもの。市内電車、ロー
プウエー、内水路並びに第Ⅰ表及び第Ⅲ表の規定に基づく水
路における交通、機械推進式のものを除く乗物

一四、農業、農業教育及び研究、病害虫からの予防及び植物の
病害予防を含む

一五、家畜の保全、保護及び改良並びに動物の病害予防、獣医
学訓練及び実習

一六、家畜小屋及び家畜による侵入の防止

一七、水、すなわち水の供給、灌漑及び水路、排水及び堤防、

貯水及び第Ⅰ表第五六条に基づく水力

一八、土地、すなわち、土地にかかわる又は土地に対する権利、地主と借地人との関係を含む土地保有、地代の徴収。農地の譲渡及び移転。土地改良及び農業金融。拓殖

一九、一九七六年憲法第四二次改正法により削除

二〇、一九七六年憲法第四二次改正法により削除

二一、漁業

二二、第Ⅰ表第三四條の下での邸宅。負担のある又は付随する不動産

二三、連邦の管理による規制及び開発にかかわる第Ⅰ表の規定に基づく鉱物及び鉱業開発の規制

二四、第Ⅰ表第七條及び第五二條に基づく産業

二五、ガス及びガス事業

二六、第Ⅲ表第三三條に基づく州内における取引及び商業

二七、第Ⅲ表第三三條に基づく物品の生産、供給及び配給

二八、市場及び市

二九、〔一九七六年憲法第四二次改正法により削除〕

三〇、金貸し及び金貸し業者。農業債務の救済

三一、宿泊所及びその管理人

三二、第Ⅰ表に記載されたものを除く法人及び大学の法人化、

規制並びに解散。法人化されていない商業、識字、科学、宗教及びその他の団体並びに協会。組合

三三、劇場及び演劇。第Ⅰ表第六〇條に基づく映画、スポーツ、演芸及び娯楽

三四、賭事及びギャンブル

三五、州に付与された又は州が保有する事業、土地及び建物

三六、〔一九五六年憲法第七次改正法により削除〕

三七、国会の定める法律に基づく州議会選挙

三八、州議会議員、州下院議長及び副議長並びに、もし州上院が存在する場合には州上院議長及び副議長の俸給及び手当

三九、州下院並びにその議員及び委員会並びにもし州上院が存在する場合には州上院並びにその議員及び委員会の権限、特権並びに免責特権。議会により任命された者が証人として出席し証言すること又は文書提出の強制

四〇、州大臣の俸給及び手当

四一、州公務員、州公務委員会

四二、州年金、すなわち州又は州統合基金から支給される年金

四三、州公債

四四、宝物の発見

四五、地代。地代の算定及び徴収、土地台帳の維持、地代関連

及び地権記録目的の測量並びに地代の転用を含むもの

四六、農業所得税

四七、農地の相続に対する税

四八、農地にかかわる遺産税

四九、土地及び建物にかかわる税

五〇、国会が鉱業開発に関して法律により定める制限に基づく
鉱業権に対する税

五一、下記の品目の州内における精製又は生産に対する税及び
類似の品目でインド国内の別の場所で精製又は生産されたも
のと相当の又はより低い率での税

(a) 人間の消費するアルコール飲料

(b) アヘン、インド大麻及びその他の中毒性薬物、並びに麻
薬

ただし、アルコール又はこの条(b)号に定める成分を含む
医療用及びトイレ用のアルコールものとする

五二、消費、使用又は販売の目的での物品の地方自治地域への
流入に対する税

五三、電気の消費又は販売に対する税

五四、第I表第九二A条の規定に基づく新聞紙以外の物品の販
売又は購入に対する税

五五、新聞紙に掲載されるもの並びにラジオ及びテレビで放送
されるものを除く広告宣伝に対する税

五六、道路又は内水路により運搬される物品及び旅客に対する
税

五七、機械推進式か否かにかかわらず道路において使用するの
に適した車両に対する税、第III表第三五条の規定に基づくト
ロッコを含む

五八、動物及びボートに対する税

五九、通行料

六〇、職業、取引、職業及び雇用に対する税

六一、人頭税

六二、演芸、娯楽、賭事及びギャンブルに対する税を含む奢侈
税

六三、第I表の印紙税の税率にかかわる規定に定める文書を除
くものにかかわる印紙税

六四、この表に掲げられた事項に関する法令に対する違反

六五、最高裁判所を除くすべての裁判所の、この表に掲げられ
た事項に関する管轄

六六、裁判所における手数料を除く、この表に掲げられた事項
に関する手数料

第Ⅲ表 共通管轄事項

- 一、この憲法制定の時点でインド刑法典に含まれているすべての事項を含む刑事法、ただし、第Ⅰ表及び第Ⅱ表に定める事項にかかわる法令違反並びに海軍、陸軍若しくは空軍又は文民の支援による連邦の武装戦力の使用は除く
- 二、この憲法施行の時点で刑事訴訟法に含まれているすべての事項を含む刑事訴訟手続き
- 三、国家の安全、治安の維持又はコミュニティに不可欠である供給及びサービスの維持に関連する予防拘禁。当該拘禁された者
- 四、収監者、被告人及び本表第三条に基づき予防拘禁された者の州間移送
- 五、婚姻及び離婚。幼児及び未成年者。養子。遺言。無遺言相続及び相続。合同家族及び分離。訴訟当事者がこの憲法施行の直前の時点で自らの家族法に従っていた場合に關するすべての事項
- 六、農地を除く資産の移転。不動産譲渡証書及び書証の登録
- 七、パートナーシップ、代理、運送契約及びその他の特別な形式の契約を含む契約、農地にかかわる契約を除く
- 八、請求可能な不法行為

九、破産及び債務超過

- 一〇、信託及び受託者
- 一一、管財人及び公的受託者
- 一二、証言及び宣誓、法の承認、公的措置及び記録、司法手続
- 一三、この憲法施行の時点で民事訴訟法に含まれているすべての事項を含む民事手続き、出訴期限及び仲裁
- 一四、最高裁判所侮辱を除く裁判所侮辱
- 一五、移動民、遊牧民及び移動部族
- 一六、精神異常及び精神遅滞、精神異常及び精神遅滞のものを収容又は治療する場を含む
- 一七、動物に対する残虐行為の予防
- 一七A、森林
- 一七B、野生動物及び野鳥の保護
- 一八、食糧及びその他の物品の品質悪化
- 一九、アヘンにかかわる第Ⅰ表第五九条の規定に基づく薬品及び毒物
- 二〇、経済及び社会計画
- 二〇A、人口管理及び家族計画

- 二一、 商業的及び産業的独占、企業合同
- 二二、 労働組合、産業及び労使紛争
- 二三、 社会保障及び社会保険、雇用及び失業
- 二四、 労働条件、共済基金、使用者責任、労働者補償、就労不能及び高齢者年金並びに母性保護を含む労働者の福祉
- 二五、 第一表第六三条、第六四条及び第六五条の規定に基づく、技術教育、医学教育及び大学教育を含む教育、労働者の職業訓練及び技術訓練
- 二六、 法曹、医師及びその他の専門職
- 二七、 インド及びバキスターンの領地設定により本来の居住地から離れたものの救済及び再定住
- 二八、 チャリティー及び慈善団体、慈善的及び宗教的寄付並びに宗教団体
- 二九、 人間、動物又は植物に感染する伝染性又は接触感染性の病気又は植物病の他州への拡散の予防
- 三〇、 出生及び死亡の登録を含む人口動態統計
- 三一、 国会により制定された法律に基づき主要港とされたものを除く港
- 三二、 内陸水路における機械推進式船舶による輸送及び航行、当該水路における通行規則、国有水路にかかわる第一表の規

インド憲法附則 (二)

- 定に基づく内水路における旅客及び物品の運送
- 三三、 (下記の物品にかかわる) 取引及び通商、生産、供給及び配給
 - (a) 国会が法律により公益に適うものとし、連邦の管理下に
おかれた産業による生産品及び同種の輸入品
 - (b) 食用の脂肪種子及び食用油を含む食糧
 - (c) 固形油かす及びその他の濃厚飼料を含む家畜飼料
 - (d) ジニングされているか否かにかかわらない生綿、綿実
並びに
 - (e) 生ジュート麻
- 三三A、 基準の設定を除く度量衡
- 三四、 価格統制
- 三五、 車両に対する課税方針を含む機械推進式車両
- 三六、 工場
- 三七、 ボイラー
- 三八、 電力
- 三九、 新聞、書籍及び印刷物
- 四〇、 国会により制定された法律に基づき国家的重要物とされたものを除く考古学的遺跡及び遺構
- 四一、 法律により避難民の資産とされたもの(農地を含む)の

保管、管理及び処分

四二：資産の取用及び徴用

四三：税及びその他の公的要求で地代の滞納及び回収可能な滞納金を含むものにかかわる、州外からの請求にかかわる回復措置

四四：法的印紙により徴収される税又は手数料を除く印紙税、ただし印紙税の税率は除く

四五：第Ⅱ表及び第Ⅲ表に掲げられた事項の目的のための調査及び統計

四六：最高裁判所を除くすべての裁判所の、この表に掲げられた事項に関する管轄及び権限

四七：裁判所における手数料を除く、この表に掲げられた事項に関する手数料

第八附則

(第三四四条第一項及び第三五一一条)

言語

一．アッサミーズ

二．ベンガリ

三．グジャラーティー

四．ヒンディー

五．カンナダ

六．カシミーリー

七．コンカニ

八．マラヤラム

九．マニプリ

一〇．マラーティー

一一．ネパリー

一二．オリヤー

一三．パンジャービー

一四．サンスクリット

一五．シンディー

一六．タミル

一七．テルグ

一八．ウルドゥー

第九附則

(第三一B条)

- 一、一九五〇年ビハール土地改革法（一九五〇年ビハール法三〇号）
- 二、一九四八年ボンベイ土地保有及び農地法（一九四八年ボンベイ法六七号）
- 三、一九四九年ボンベイ・マレキ土地保有廃止法（一九四九年ボンベイ法六一号）
- 四、一九四九年ボンベイ・タルクダリー土地保有廃止法（一九四九年ボンベイ法六二号）
- 五、一九四九年パンチマハル・メーワシ土地保有廃止法（一九四九年ボンベイ法六三号）
- 六、一九五〇年ボンベイ・コーティ廃止法（一九五〇年ボンベイ法六号）
- 七、一九五〇年ボンベイ・パラガナ及びクルカラニ・ワタン廃止法（一九五〇年ボンベイ法六〇号）
- 八、一九五〇年マディヤ・プラデーシュ所有権（私有地、村落地、被讓渡地）廃止法（一九五一年マディヤ・プラデーシュ法一号）
- 九、一九四八年マドラス不動産（廃止及びライヤットワリー（転化）法（一九四八年マドラス法二六号）
- 一〇、一九五〇年マドラス不動産（廃止及びライヤットワリー（転化）法改正法（一九五〇年マドラス法一号）
- 一、一九五〇年ウツタル・プラデーシュ・ザミンダリー廃止及び土地改革法（一九五一年ウツタル・プラデーシュ法一号）
- 二、ハイデラバード（ジャギール廃止）規則、一三五八F（ファスリ一三五九、六九号）
- 三、ハイデラバード・ジャギール（変更）規則、一三五九F（ファスリ一三五九、二五号）
- 四、一九五〇年ビハール立退き住民定住（土地収用）法（一九五〇年ビハール法三八号）
- 一五、一九四八年連合州土地収用（立退き住民定住）法（一九四八年連合州法二六号）
- 一六、一九四八年立退き住民定住（土地収用）法（一九四八年法六〇号）
- 一七、一九五〇年保険法改正法（一九五〇年法四七号）第四二条により追加された一九三八年保険法（一九三八年法四号）第五二A条から第五二G条
- 一八、一九五一年鉄道会社（緊急条項）法（一九五一年法五一号）
- 一九、一九五三年産業（發展及び規制）法改正法（一九五三年

法二六号) 第一三条により追加された一六五一年産業(發展及び規制)法(一九五一年法六五号) 第三A章

二〇. 一九五一年西ベンガル法二九号により改正された一九四八年西ベンガル土地開発及び計画法(一九四八年西ベンガル法二二号)

二一. 一九六一年アーンドラ・プラデーシユ農業用借地制限法(一九六一年アーンドラ・プラデーシユ法一〇号)

二二. 一九六一年アーンドラ・プラデーシユ(テランガナーナ地域)土地保有及び農地(有効化)法(一九六一年アーンドラ・プラデーシユ法二二号)

二三. 一九六一年アーンドラ・プラデーシユ(テランガナーナ地域)イジャラ及びコウリ地における不備なパッタの取消ならびに政府授与地評価廃止法(一九六一年アーンドラ・プラデーシユ法三六号)

二四. 一九五九年アツサム州公的な宗教団体及び慈善団体に帰属する土地の取用に関する法(一九六一年アツサム法九号)

二五. 一九五三年ビハール土地改革(改正)法(一九五四年ビハール法二〇号)

二六. 一九六一年ビハール土地改革(制限地域確定及び余剰地

取用)法(一九六二年ビハール法二二号)(ただし同法二八条を除く)

二七. 一九五四年ボンベイ・タルクダリー土地保有廃止(改正)法(一九五五年ボンベイ法一号)

二八. 一九五七年ボンベイ・タルクダリー土地保有廃止(改正)法(一九五八年ボンベイ法一八号)

二九. 一九五八年ボンベイ・イナーム地(カッチ地域)廃止法(一九五八年ボンベイ法九八号)

三〇. 一九六〇年ボンベイ土地保有及び農地(グジャラート改正)法(一九六〇年グジャラート法一六号)

三一. 一九六〇年グジャラート農地制限法(一九六一年グジャラート法二六号)

三二. 一九六二年サグバラ及びメーワシ不動産(所有権廃止)規則(一九六二年グジャラート規則一号)

三三. 一九六三年グジャラート残存処分権廃止法(一九六三年グジャラート法三三三号)ただし同法第二三条第三項d号に定められた譲渡に基づくものを除く

三四. 一九六一年マハラーシュトラ農地(保有制限)法(一九六一年マハラーシュトラ法二七号)

三五. 一九六一年ハイデラバード土地保有及び農地(再制定、

- 有効化及び再改正) 法(一九六一年マハーラーシユトラ法四
 五号)
- 三六、一九五〇年ハイデラバード土地保有及び農地法(一九五
 〇年ハイデラバード法二一七号)
- 三七、一九六〇年ジェンミカラム支払(廢止) 法(一九六一年
 ケーララ法三三三号)
- 三八、一九六一年ケーララ地税法(一九六一年ケーララ法一三
 四号)
- 三九、一九六三年ケーララ土地改革法(一九六四年ケーララ法
 一四号)
- 四〇、一九五九年マデイヤ・プラデーシユ地代法(一九五九年
 マデイヤ・プラデーシユ法二〇号)
- 四一、一九六〇年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限法(一
 九六〇年マデイヤ・プラデーシユ法二〇号)
- 四二、一九五五年マドラス農業用借地保護法(一九五五年マド
 ラス法二五五号)
- 四三、一九五六年マドラス農業用借地(適正借地料支払) 法
 (一九五六年マドラス法二四四号)
- 四四、一九六一年マドラス・クデイイルツプ占有者(退去から
 の保護) 法(一九六一年マドラス法三八八号)
- 四五、一九六一年マドラス公共信託(農地管理規制) 法(一九
 六一年マドラス法五七七号)
- 四六、一九六一年マドラス土地改革(土地制限確定) 法(一九
 六一年マドラス法五八七号)
- 四七、一九五二年マイソール土地保有法(一九五二年マイソ
 ール法一三三三号)
- 四八、一九五七年クルグ借地法(一九五七年マイソール法一
 四四号)
- 四九、一九六一年マイソール村役廢止法(一九六一年マイソ
 ール法一四四号)
- 五〇、一九六一年ハイデラバード土地保有及び農地(有効化)
 法(一九六一年マイソール法三三六号)
- 五一、一九六一年マイソール土地改革法(一九六二年マイソ
 ール法一〇号)
- 五二、一九六〇年オリッサ土地改革法(一九六〇年オリッサ
 一六号)
- 五三、一九六三年オリッサ統合領域(村役廢止) 法(一九六三
 年オリッサ法一〇号)
- 五四、一九五三年パンジャブ土地保有保障法(一九五三年パ
 ンジャブ法一〇号)

ケーララ法一七号)

七五・一九七二年マディヤ・プラデーシュ農地保有制限(改

正)法(一九七四年マディヤ・プラデーシュ法一二号)

七六・一九七二年マディヤ・プラデーシュ農地保有制限(第二

次改正)法(一九七四年マディヤ・プラデーシュ法一三号)

七七・一九七三年マイソール土地改革(改正)法(一九七四年

カルナータカ法一号)

七八・一九七二年パンジャープ土地改革法(一九七三年パン

ジャープ法一〇号)

七九・一九七三年ラージャスターン農地保有制限強制法(一九

七三年ラージャスターン法一一号)

八〇・一九六九年グダール・ジャンナム不動産(廃止及びラ

イヤットワリーへの転化)法(一九六九年タミル・ナー

ドゥ法二四号)

八一・一九七二年西ベンガル土地改革(改正)法(一九七二年

西ベンガル法一二号)

八二・一九六四年西ベンガル不動産収用(改正)法(一九六四

年西ベンガル法二二号)

八三・一九七三年西ベンガル不動産収用(第二次改正)法(一

九七三年西ベンガル法三三号)

八四・一九七二ボンベイ土地保有及び農地(グジャラート改

正)法(一九七三年グジャラート法五号)

八五・一九七四年オリッサ土地改革(改正)法(一九七四年オ

リッサ法九号)

八六・一九七四年トリブラ地代及び土地改革(第二次改正)法

(一九七四年トリブラ法七号)

八七・「一九七六年憲法第四次改正法により削除

八八・一九五一年産業(開発及び規制)法(一九五一年法六五

号)

八九・一九五二年不動産の徴用及び収用に関する法律(一九五

二年法三〇号)

九〇・一九五七年鉱山及び鉱物(規制及び開発)法(一九五七

年法六七号)

九一・一九六九年独占及び制限取引法(一九六九年法五四号)

九二・「一九七六年憲法第四次改正法により削除

九三・一九七一年コークス用炭鉱(緊急規定)法(一九七一年

法六四号)

九四・一九七二年コークス用炭鉱(国有化)法(一九七二年法

三六号)

九五・一九七二年一般保険業務(国有化)法(一九七二年法五

- 七号)
- 九六・一九七二年インド銅会社(事業接收)法(一九七二年法五八号)
- 九七・一九七二年経営悪化纖維事業(管理引受)法(一九七二年法七二号)
- 九八・一九七三年炭鉱(管理引受)法(一九七三年法一五号)
- 九九・一九七三年炭鉱(国有化)法(一九七三年法二六号)
- 一〇〇・一九七三年外国為替規制法(一九七三年法四六号)
- 一〇一・一九七三年オルコック・アシユダウン株式会社(事業接收)法(一九七三年法五六号)
- 一〇二・一九七四年炭鉱(保全及び開發)法(一九七四年法二八号)
- 一〇三・一九七四年追加的報酬(強制預金)法(一九七四年法三七号)
- 一〇四・一九七四年外国為替保全及び密輸行為防止法(一九七四年法五二号)
- 一〇五・一九七四年経営悪化纖維事業(国有化)法(一九七四年法五七号)
- 一〇六・一九六四年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九六五年マハーラーシユトラ法一六号)
- 一〇七・一九六五年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九六五年マハーラーシユトラ法三二号)
- 一〇八・一九六八年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九六八年マハーラーシユトラ法一六号)
- 一〇九・一九六八年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(第二次改正)法(一九六八年マハーラーシユトラ法三三三号)
- 一一〇・一九六九年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九六九年マハーラーシユトラ法三七号)
- 一一一・一九六九年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(第二次改正)法(一九六九年マハーラーシユトラ法三八号)
- 一一二・一九七〇年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九七〇年マハーラーシユトラ法二七号)
- 一一三・一九七二年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九七二年マハーラーシユトラ法一三三号)
- 一一四・一九七三年マハーラーシユトラ農地(保有制限)(改正)法(一九七三年マハーラーシユトラ法五〇号)
- 一一五・一九六五年オリッサ土地改革(改正)法(一九六五年オリッサ法一三三号)
- 一一六・一九六六年オリッサ土地改革(改正)法(一九六七年オリッサ法八号)

- 一一七、一九六七年オリッサ土地改革（改正）法（一九六七年オリッサ法二三号）
- 一一八、一九六九年オリッサ土地改革（改正）法（一九六九年オリッサ法二三号）
- 一一九、一九七〇年オリッサ土地改革（改正）法（一九七〇年オリッサ法一八号）
- 一二〇、一九七二年ウツタル・プラデーシユ土地保有制限強制（改正）法（一九七三年ウツタル・プラデーシユ法一八号）
- 一二一、一九七四年ウツタル・プラデーシユ土地保有制限強制（改正）法（一九七五年ウツタル・プラデーシユ法二号）
- 一二二、一九七五年トリプラ地代及び土地改革（第三次改正）法（一九七五年トリプラ法三号）
- 一二三、一九七一年ダドラ及びナガル・ハヴェリ土地改革規則（一九七一年三号）
- 一二四、一九七三年ダドラ及びナガル・ハヴェリ土地改革（改正）規則（一九七三年五号）
- 一二五、一九三九年車両法第六六A条及び第四A章（一九三九年法四号）
- 一二六、一九五五年必需品法（一九五五年法一〇号）
- 一二七、一九七六年密輸者及び外国為替操作者（財産没収）法（一九七六年法二〇号）
- 一二八、一九七六年奴隸的労働制度（廃止）法（一九七六年法一九号）
- 一二九、一九七六年外国為替保全及び密輸行為防止（改正）法（一九七六年法二〇号）
- 一三〇、「一九七六年憲法第四次改正法により削除」
- 一三一、一九七六年砂糖価格平準化基金法（一九七六年法三一号）
- 一三二、一九七六年都市地域土地（制限及び規制）法（一九七六年法三三三号）
- 一三三、一九七六年連邦会計部門化（職員異動）法（一九七六年法五九号）
- 一三四、一九五六年アッサム土地保有制限確定法（一九五七年アッサム法一号）
- 一三五、一九五八年ボンベイ土地保有及び農地（ヴィダルバ地域）法（一九五八年ボンベイ法九九号）
- 一三六、一九七二年グジャラート私有林（収用）法（一九七三年グジャラート法一四号）
- 一三七、一九七六年ハリヤナ土地保有制限（改正）法（一九七六年ハリヤナ法一七号）

- 一三八、一九七二年ヒマーチャル・プラデーシユ土地保有及び土地改革法(一九七四年ヒマーチャル・プラデーシユ法八号)
- 一三九、一九七四年ヒマーチャル・プラデーシユ・村共有地の付与及び利用に関する法律(一九七四年ヒマーチャル・プラデーシユ法一八号)
- 一四〇、一九七四年カルナータカ土地改革(第二次改正及び雜則)法(一九七四年カルナータカ法三一号)
- 一四一、一九七六年カルナータカ土地改革(第二次改正)法(一九七六年カルナータカ法二七号)
- 一四二、一九六六年ケララ退去防止法(一九六六年ケララ法二二号)
- 一四三、一九六九年ティルップヴァラム支払(廃止)法(一九六九年ケララ法一九号)
- 一四四、一九六九年シユリパダム地解放法(一九六九年ケララ法二〇号)
- 一四五、一九七一年シユリパンダラヴァアカ地(付与及び解放)法(一九七一年ケララ法二〇号)
- 一四六、一九七一年ケララ私有林(付与及び讓渡)法(一九七一年ケララ法二六号)
- 一四七、一九七四年ケララ農業労働者法(一九七四年ケララ法一八号)
- 一四八、一九七四年ケララ・カシユール工場(収用)法(一九七四年ケララ法二九号)
- 一四九、一九七五年ケララ・チッテイー法(一九七五年ケララ法二三号)
- 一五〇、一九七五年ケララ指定部族(土地移転制限及び讓渡地回復)法(一九七五年ケララ法三一号)
- 一五一、一九七六年ケララ土地改革(改正)法(一九七六年ケララ法一五号)
- 一五二、一九七六年カナシ土地保有廢止法(一九七六年ケララ法一六号)
- 一五三、一九七四年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限(改正)法(一九七四年マデイヤ・プラデーシユ法二〇号)
- 一五四、一九七五年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限(改正)法(一九七六年マデイヤ・プラデーシユ法二二号)
- 一五五、一九六一年西カンデシユ・メーワシ不動産(所有權廢止等)規則(一九六二年マハラーシユトラ規則一号)
- 一五六、一九七四年マハラーシユトラ指定部族に対する土地回復法(一九七五年マハラーシユトラ法一四号)

- 一五七. 一九七二年マハーラーシシュトラ農地(保有限度引き下げ及び制限)並びに(改正)法(一九七五年マハーラーシシュトラ法二一七号)
- 一五八. 一九七五年マハーラーシシュトラ私有林(収用)法(一九七五年マハーラーシシュトラ法二九七号)
- 一五九. 一九七五年マハーラーシシュトラ農地(保有限度引き下げ及び制限)並びに(改正)法(一九七五年マハーラーシシュトラ法四七七号)
- 一六〇. 一九七五年マハーラーシシュトラ農地(保有限度引き下げ及び制限)並びに(改正)法(一九七六年マハーラーシシュトラ法二七号)
- 一六一. 一九五一年オリッサ不動産廃止法(一九五二年オリッサ法一七号)
- 一六二. 一九五四年ラージャスターン開拓法(一九五四年ラージャスターン法二七号)
- 一六三. 一九六三年ラージャスターン土地改革及び領主の不動産の収用に関する法律(一九六四年ラージャスターン法一一七号)
- 一六四. 一九七六年ラージャスターン農地保有制限強制(改正)法(一九七六年ラージャスターン法八号)
- 一六五. 一九七六年ラージャスターン土地保有(改正)法(一九七六年ラージャスターン法一一七号)
- 一六六. 一九七〇年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限引下げ)法(一九七〇年タミル・ナードゥ法一七七号)
- 一六七. 一九七一年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九七一年タミル・ナードゥ法四一七号)
- 一六八. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九七二年タミル・ナードゥ法一〇七号)
- 一六九. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第二次改正法(一九七二年タミル・ナードゥ法二〇七号)
- 一七〇. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第三次改正法(一九七二年タミル・ナードゥ法三七七号)
- 一七一. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第四次改正法(一九七二年タミル・ナードゥ法三九七号)
- 一七二. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第六次改正法(一九七四年タミル・ナードゥ法七七号)
- 一七三. 一九七二年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第五次改正法(一九七四年タミル・ナードゥ法一〇七号)
- 一七四. 一九七四年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九七四年タミル・ナードゥ法一五七号)

- 一七五、一九七四年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第三次改正法(一九七四年タミル・ナードゥ法三〇号)
- 一七六、一九七四年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第二次改正法(一九七四年タミル・ナードゥ法三二号)
- 一七七、一九七五年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九七五年タミル・ナードゥ法一一号)
- 一七八、一九七五年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第二次改正法(一九七五年タミル・ナードゥ法二二号)
- 一七九、一九七一年ウツタル・プラデーシユ土地法(改正)法(一九七一年ウツタル・プラデーシユ法二二号)及び一九七四年ウツタル・プラデーシユ土地法(改正)法(一九七四年ウツタル・プラデーシユ法三四号)に基づく一九五〇年ウツタル・プラデーシユ・ザミンダリー廃止及び土地改革法(一九五一年ウツタル・プラデーシユ法一号)の改正
- 一八〇、一九七六年ウツタル・プラデーシユ土地保有制限強制(改正)法(一九七六年ウツタル・プラデーシユ法二〇号)
- 一八一、一九七二年西ベンガル土地改革(第二次改正)法(一九七二年西ベンガル法二八号)
- 一八二、一九七三年西ベンガル讓渡地回復法(一九七三年西ベンガル法二三号)
- 一八三、一九七四年西ベンガル土地改革(改正)法(一九七四年西ベンガル法三三三号)
- 一八四、一九七五年西ベンガル土地改革(改正)法(一九七五年西ベンガル法二三三号)
- 一八五、一九七六年西ベンガル土地改革(改正)法(一九七六年西ベンガル法一二二号)
- 一八六、一九七六年デリー土地保有(制限)改正法(一九七六年法一五五号)
- 一八七、一九七五年ゴア、ダマン及びディウ・ムンドカール(退去からの保護)法(一九七六年ゴア、ダマン及びディウ法一号)
- 一八八、一九七三年ボンダイチェリー土地改革(土地制限確定)法(一九七四年ボンダイチェリー法九号)
- 一八九、一九七一年アッサム(一時的居住地域)土地保有法(一九七一年アッサム法二三三号)
- 一九〇、一九七四年アッサム(一時的居住地域)土地保有(改正)法(一九七四年アッサム法一八号)
- 一九一、一九七四年ビハール土地改革(制限地域確定及び余剰地収用)(改正)(改正過程)法(一九七五年ビハール法一三三号)

- 一九二、一九七六年ビハール土地改革（制限地域確定及び余剰地収用）（改正）法（一九七六年ビハール法二三二号）
- 一九三、一九七八年ビハール土地改革（制限地域確定及び余剰地収用）（改正）法（一九七八年ビハール法七七号）
- 一九四、一九七九年土地収用（ビハール改正）法（一九八〇年ビハール法二四号）
- 一九五、一九七七年ハリヤナ土地保有制限（改正）法（一九七七年ハリヤナ法一四号）
- 一九六、一九七八年タミル・ナードウ土地改革（土地制限確定）（改正）法（一九七八年タミル・ナードウ法二五号）
- 一九七、一九七九年タミル・ナードウ土地改革（土地制限確定）（改正）法（一九七九年タミル・ナードウ法一一号）
- 一九八、一九七八年ウッタール・プラデーシュ・ザミンダーリー廃止法（改正）法（一九七八年ウッタール・プラデーシュ法一五号）
- 一九九、一九七八年西ベンガル譲渡地回復（改正）法（一九七八年西ベンガル法二四号）
- 二〇〇、一九八〇年西ベンガル譲渡地回復（改正）法（一九八〇年西ベンガル法五六号）
- 二〇一、一九六四年ゴア、ダマン及びディウ農地保有法（一

インド憲法附則（二）

- 九六四年ゴア、ダマン及びディウ法七号）
- 二〇二、一九七六年ゴア、ダマン及びディウ農地保有（第五次改正）法（一九七六年ゴア、ダマン及びディウ法一七号）
- 二〇三、一九五九年アーンドラ・プラデーシュ指定地域土地移転規則（一九五九年アーンドラ・プラデーシュ規則一四号）
- 二〇四、一九六三年アーンドラ・プラデーシュ指定地域法（拡大及び改正）規則（一九六三年アーンドラ・プラデーシュ規則二一五号）
- 二〇五、一九七〇年アーンドラ・プラデーシュ指定地域土地移転（改正）規則（一九七〇年アーンドラ・プラデーシュ規則一四号）
- 二〇六、一九七一年アーンドラ・プラデーシュ指定地域土地移転（改正）規則（一九七一年アーンドラ・プラデーシュ規則一四号）
- 二〇七、一九七八年アーンドラ・プラデーシュ指定地域土地移転（改正）規則（一九七八年アーンドラ・プラデーシュ規則一四号）
- 二〇八、一八八五年ビハール土地保有法（一八八五年ビハール法八号）

- 二〇九. 一九〇八年チョータ・ナークブル土地保有法(一九〇八年ペンガル法六号)(第八章第四六、四七、四八、四八A、四九条、第一〇章第七一、七一A、七一B条、第一八章第二四〇、二四一、二四二条)
- 二一〇. 一九四九年サントル・パルガナス土地保有(補足規定)法(一九四九年ビハール法一四号)(第五三条を除く)
- 二一一. 一九六九年ビハール指定地域規則(一九六九年ビハール規則一号)
- 二一二. 一九八二年ビハール土地改革(制限地域確定及び余剰地取用)(改正)法(一九八二年ビハール法五五号)
- 二一三. 一九六九年グジャラート・デヴァスタン・イナーム地廃止法(一九六九年グジャラート法一六号)
- 二一四. 一九七六年グジャラート土地保有法(改正)法(一九七六年グジャラート法三七号)
- 二一五. 一九七六年グジャラート農地制限(改正)法(一九七六年大統領法四三号)
- 二一六. 一九七七年グジャラート・デヴァスタン・イナーム地廃止法(一九七七年グジャラート法二七号)
- 二一七. 一九七七年グジャラート土地保有法(改正)法(一九七七年グジャラート法三〇号)
- 二一八. 一九八〇年ボンベイ地代(グジャラート第二次改正)法(一九八〇年グジャラート法三七号)
- 二一九. 一九八二年ボンベイ地代法典及び土地保有廃止法(グジャラート改正)法(一九八二年グジャラート法八号)
- 二二〇. 一九六八年ヒマーチャル・プラデーシュ土地移転(規制)法(一九六九年ヒマーチャル・プラデーシュ法一五号)
- 二二一. 一九八六年ヒマーチャル・プラデーシュ土地移転(規制)(改正)法(一九八六年ヒマーチャル・プラデーシュ法一六号)
- 二二二. 一九七八年カルナータカ指定地域及び指定部族(特定の土地の移転禁止)法(一九七九年カルナータカ法二号)
- 二二三. 一九七八年ケララ土地改革(改正)法(一九七八年ケララ法一三号)
- 二二四. 一九八一年ケララ土地改革(改正)法(一九八一年ケララ法一九号)
- 二二五. 一九七六年マデイヤ・プラデーシュ地代法(第三次改正)法(一九七六年マデイヤ・プラデーシュ法六一号)
- 二二六. 一九八〇年マデイヤ・プラデーシュ地代法(改正)法(一九八〇年マデイヤ・プラデーシュ法一五号)
- 二二七. 一九八一年マデイヤ・プラデーシュ非農地保有制限法

(一九八一年マデイヤ・プラデーシユ法一一号)

二二八、一九七六年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限(第二次改正)法(一九八四年マデイヤ・プラデーシユ法一七号)

二二九、一九八四年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限(改正)法(一九八四年マデイヤ・プラデーシユ法一四号)

二三〇、一九八九年マデイヤ・プラデーシユ農地保有制限(改正)法(一九八九年マデイヤ・プラデーシユ法八号)

二三一、一九六六年マハーラーシユトラ地代法(一九六六年マハーラーシユトラ法四一號)第三六、三六A、三六B条

二三二、一九七六年マハーラーシユトラ地代法及びマハーラーシユトラ指定部族に対する土地の回復に関する法律(第二次改正)法(一九七七年マハーラーシユトラ法三〇号)

二三三、一九八五年マハーラーシユトラ特定地域における鉱山及び鉱物に対して存続中の所有権の廃止に関する法律(一九八五年マハーラーシユトラ法一六号)

二三四、一九五六年オリッサ指定地域(指定部族による)不動産移転規則(一九五六年オリッサ規則二号)

二三五、一九七五年オリッサ土地改革(第二次改正)法(一九七六年オリッサ法二九号)

二三六、一九七六年オリッサ土地改革(改正)法(一九七六年オリッサ法二九号)

オリッサ法三〇号)

二三七、一九七六年オリッサ土地改革(第二次改正)法(一九七六年オリッサ法四四号)

二三八、一九八四年ラージャスターン開拓(改正)法(一九八四年ラージャスターン法一二号)

二三九、一九八四年ラージャスターン土地保有(改正)法(一九八四年ラージャスターン法一三号)

二四〇、一九八七年ラージャスターン土地保有(改正)法(一九八七年ラージャスターン法二二号)

二四一、一九七九年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第二次改正法(一九八〇年タミル・ナードゥ法八号)

二四二、一九八〇年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九八〇年タミル・ナードゥ法二二号)

二四三、一九八一年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)改正法(一九八一年タミル・ナードゥ法五九号)

二四四、一九八三年タミル・ナードゥ土地改革(土地制限確定)第二次改正法(一九八四年タミル・ナードゥ法二二号)

二四五、一九八二年ウツタル・プラデーシユ土地法(改正)法(一九八二年ウツタル・プラデーシユ法二〇号)

二四六、一九六五年西ベンガル土地改革(改正)法(一九六五年ウツタル・プラデーシユ法二〇号)

- 年西ベンガル法一八号)
- 二四七、一九六六年西ベンガル土地改革(改正)法(一九六六年西ベンガル法一七号)
- 二四八、一九六九年西ベンガル土地改革(第二次改正)法(一九六九年西ベンガル法二三号)
- 二四九、一九七七年西ベンガル不動産収用(改正)法(一九七七年西ベンガル法三三六号)
- 二五〇、一九七九年西ベンガル土地保有税法(一九七九年西ベンガル法四四号)
- 二五一、一九八〇年西ベンガル土地改革(改正)法(一九八〇年西ベンガル法四一七号)
- 二五二、一九八一年西ベンガル土地保有税(改正)法(一九八一年西ベンガル法三三三三号)
- 二五三、一九八一年カルカッタ・テイッカ不動産(収用及び規制)法(一九八一年西ベンガル法三七七号)
- 二五四、一九八二年西ベンガル土地保有税(改正)法(一九八二年西ベンガル法二三三三号)
- 二五五、一九八四年カルカッタ・テイッカ不動産(収用及び規制)(改正)法(一九八四年西ベンガル法四一七号)
- 二五六、一九六八年マヘ土地改革法(一九六八年ボンディチェリー法一七号)
- 二五七、一九八〇年マヘ土地改革(改正)法(一九八一年ボンディチェリー法一七号)
- 二五七A、一九九三年タミル・ナードゥ後進諸階層、指定カーस्ट及び指定部族(教育機関及び州公務職への任命又はその職位に関する留保)法(一九九四年タミル・ナードゥ法四五号)
- 二五八、一九四七年ビハール特別階層土地建物保有法(一九四八年ビハール法四四号)
- 二五九、一九五六年ビハール保有地の統合及び断片化防止法(一九五六年ビハール法二二二二号)
- 二六〇、一九七〇年ビハール保有地の統合及び断片化防止(改正)法(一九七〇年ビハール法七七号)
- 二六一、一九七〇年ビハール特別階層土地建物保有(改正)法(一九七〇年ビハール法九七九号)
- 二六二、一九七三年ビハール保有地の統合及び断片化防止(改正)法(一九七五年ビハール法二七二七号)
- 二六三、一九八一年ビハール保有地の統合及び断片化防止(改正)法(一九八二年ビハール法三三五五号)
- 二六四、一九八七年ビハール土地改革(制限地域確定及び余剰

- 地収用（改正）法（一九八七年ビハール法二二号）
- 二六五、一九八九年ビハール特別階層土地建物保有（改正）法
（一九八九年ビハール法一一号）
- 二六六、一九八九年ビハール土地改革（改正）法（一九九〇年
ビハール法一一号）
- 二六七、一九八四年カルナータカ指定カースト及び指定部族
（特定の土地の移転禁止）（改正）法（一九八四年カルナー
タカ法三号）
- 二六八、一九八九年ケララ土地改革（改正）法（一九八九年
ケララ法一六号）
- 二六九、一九八九年ケララ土地改革（第二次改正）法（一九
九〇年ケララ法二号）
- 二七〇、一九八九年オリッサ土地改革（改正）法（一九九〇年
オリッサ法九号）
- 二七一、一九七九年ラージャスターン土地保有（改正）法（一
九七九年ラージャスターン法一六号）
- 二七二、一九八七年ラージャスターン開拓（改正）法（一九八
七年ラージャスターン法二二号）
- 二七三、一九八九年ラージャスターン開拓（改正）法（一九八
九年ラージャスターン法二二号）
- 二七四、一九八三年タミル・ナードゥ土地改革（土地制限確
定）改正法（一九八四年タミル・ナードゥ法三号）
- 二七五、一九八六年タミル・ナードゥ土地改革（土地制限確
定）改正法（一九八六年タミル・ナードゥ法五七号）
- 二七六、一九八七年タミル・ナードゥ土地改革（土地制限確
定）第二次改正法（一九八八年タミル・ナードゥ法四号）
- 二七七、一九八九年タミル・ナードゥ土地改革（土地制限確
定）（改正）法（一九八九年タミル・ナードゥ法三〇号）
- 二七八、一九八一年西ベンガル土地改革（改正）法（一九八一
年西ベンガル法五〇号）
- 二七九、一九八六年西ベンガル土地改革（改正）法（一九八六
年西ベンガル法五号）
- 二八〇、一九八六年西ベンガル土地改革（第二次改正）法（一
九八六年西ベンガル法一九号）
- 二八一、一九八六年西ベンガル土地改革（第三次改正）法（一
九八六年西ベンガル法三五号）
- 二八二、一九八九年西ベンガル土地改革（改正）法（一九八九
年西ベンガル法二三号）
- 二八三、一九九〇年西ベンガル土地改革（改正）法（一九九〇
年西ベンガル法二四号）

二八四、一九九一年西ベンガル土地改革審判所法(一九九一年西ベンガル法一二号)

第一〇附則

(第一〇二条第二項及び第一九一条第二項関連)

一、この附則においては、文脈により別に求めがないかぎり、
(a) 「議院」は連邦下院若しくは上院又は場合により州下院を指す。

(b) 「議員団」は、第二節、第三節又は場合により第四節の規定に従い政党に所属している議員に関して、前掲の規定に従い政党に所属している期間、当該議院のすべての議員により構成される集団を指す。

(c) 「本来の政党」は、議員に関連して、第二節第一項のためにその者が所属している政党を指す。

(d) 「節」はこの附則の節を指す。

二、(1) 第三、四及び五節の規定の下で、政党に所属する議員は、以下の場合にその議員としての資格を失う

(a) その者が自発的に当該政党の党员としての地位を放棄し

たとき 又は

(b) その者が、所属する政党若しくは当該政党を代表する権能を認められた者若しくは機関の指示に反して、いずれの場合においても当該政党又は人若しくは機関による事前の了承を得ることなく、議院において投票若しくは棄権し、当該投票若しくは棄権がなされた日から一五日以内に当該政党、その代表者若しくは機関により認められないとき

〔原注〕

この項の目的のため、

(a) 議院の被選出議員は、その者の選挙への立候補をなした政党に所属するものとみなす

(b) 議院の任命議員は、

(i) その者が議員として任命された日に政党の党员である場合には、当該政党に所属するものとみなし、

(ii) 上記の場合以外は、第九九条又は場合により第一八一条の条件を満たし、議席についた日から六月が終了する前に政党の党员になり、若しくは初めてなった者は、当該政党に所属するものとみなす

(2) 政党により立候補者とされずに、選出された被選出議員が、当該選挙の後に政党に加入したとき、その者は議員の

資格を失う。

(3) 任命議員は、第九九条又は場合により第一八一条の条件を満たして、議席についた日から六月が終了した後、に政党に加入したとき、議員の資格を失う。

(4) 本節の前掲の規定にかかわらず、一九八五年憲法（第五次改正）法施行のときに議員（被選出又は任命にかかわらず）であつた者は、

(i) 当該施行の直前の時点において政党の党员であつたときは、この節第一項の規定により、議員選出に際して当該政党により立候補者とされたものとみなし、

(ii) 上記以外の場合においては、第二項の規定により政党が立候補者としなかつたものとみなし、場合によっては、第三項の規定により任命議員であつたものとみなす。

三、議員が、本人及びその所属する議員団の他の議員が当該議員の本来の政党が分裂した結果生まれた分派を代表する集団を構成し、当該集団は当該議員団の三分の一以上を構成していることを主張するときは、

(a) 第二節第一項の下で、以下の理由により議員の資格を失うことはない

(i) その者が自発的に本来の政党の党员としての地位を放棄したとき 又は

(ii) その者が、所属する政党若しくは当該政党を代表する権能を認められた者若しくは機関の指示に反して、いずれの場合においても当該政党又は人若しくは機関による事前の了承を得ることなく、議院において投票若しくは棄権し、当該投票若しくは棄権がなされた日から一五日以内に当該政党、その代表者若しくは機関により認められないとき 及び

(b) 当該分裂の日より、当該分派は第二節第一項のためにその者が所属する政党とこれをみなし、この節のために本来の政党とこれをみなす。

四、(1) 議員は、その者の本来の政党が他の政党と合併し、本人及び本来の政党の他のメンバーが、

(a) 当該他の政党の党员になり、若しくは場合により当該合併による新たな政党の党员になり、又は

(b) 合併を受け入れず、分離した集団として行動することを選択したと主張するときは、第二節第一項に基づいて議員の資格を失うことはない。当該合併の時点から、

他の政党若しくは新たな政党又は場合により集団は、第二節第一項によりその者が所属する政党とこれをみなし、この項の規定により本来の政党とこれをみなす。

(2) 本節第一項のために、議員の本来の政党の合併は、関係する議員団の三分の二を下回らない数の構成員による合意によつてのみ生じたものとこれをみなす。

五. この附則の規定にかかわらず、連邦下院議長若しくは副議長、連邦上院副議長、州上院議長若しくは副議長又は州下院議長若しくは副議長に選出された者は、この附則に基づいて、以下の場合においても議員の資格を失うことはない。

(a) 当該職への選出を理由として、当該選挙の直前の時点において所属していた政党の党员としての地位を自発的に放棄し、その後当該職に在職する間、当該政党に復党する若しくは他の政党に加入することがないとき、又は
(b) 当該職への選出を理由として、当該選挙の直前の時点において所属していた政党の党员としての地位を自発的に放棄し、当該職を退いた後、当該政党に復党したとき。

六. (1) この附則に基づき、議員が失格の対象となるか否かに

ついて疑問が生じたとき、当該問題は関連する議院の議長
の判断に委ねられ、その判断が最終的なものとなる。

ただし、議院の議長が失格の対象となるか否かについて
疑問が生じたときは、当該問題は議院がこれを代表する者
として選出するその議員の判断に委ねられ、その判断が最
終的なものとなる。

(2) この附則に基づく議員の失格にかかわるこの節第一項の
手続きは、連邦議会について第一二二条に定める手続き又
は場合により州議会について第二二二条に定める手続きに
これを含む。

七. 憲法の規定にかかわらず、この附則に基づく議員の失格に
関するすべての事項について、裁判所は管轄権を有しない。

八. (1) この節第二項の規定に基づき、議院の議長は、この附
則の規定を実施するための規則を制定ことができ、と
くに、前掲の規定を侵害することなく、規則により以下の
事項について定めることができる。

(a) 議院の異なった議員が所属する、政党に関する登録簿
又はその他の記録、

(b) 議員に関して議員団の長が、第二節第一項 (b) 号に

ができる。

定める承認について提出しなければならない報告書、当

該報告書の提出期限及び提出先の機関、

(c) 議員の政党への入党に関する報告書及び当該報告書が

提出される議院の役員 並びに、

(d) 第六節第一項に定める問題を解決するための手続き、

(第二四三G条関連)

第一一附則

(2) この節第一項に基づき議院の議長により制定された規則

は、制定後できる限りすみやかに、一會期に又は二以上の

連続する會期について三〇日以内に議院にこれを提出しな

ければならず、議院が期限内に修正なく若しくは修正と

もに承認せず若しくは否決しないときは、当該規則は前

掲の期間満了とともにこれを実施する。議院に提出された

形若しくは修正された形により承認されたときには、当該

形式によりこれを実施し、場合により否決されたときは、

これを実施しない。

(3) 議院の議長は、第一〇五条又は場合により第一九四条の

規定及び本憲法により付与された権限を侵害することなく、

本節に基づき制定された規則を故意に違反する者について、

議院の職権濫用と同様の手続きで扱うことを指示すること

参考文献・稻 正樹「一九八五年脱党防止法」『インド憲法

の研究』信山社、一九九三、一〇九―一二五。

一. 農業普及事業を含む農業

二. 土地改良、土地改革の実施、土地整理及び土壤保全

三. 小規模灌漑、水管理及び流域開発

四. 畜産業、酪農業及び養鶏業

五. 漁業

六. 社会林業及び農園林業

七. 小規模森林生産物

八. 食品加工業を含む小規模工業

九. 繊維業、農村及び家内制手工業

一〇. 農村住宅建設

一一. 飲料水

一二. 燃料及び飼料

一三、道路、排水路、橋梁、渡船、水路及びその他の交通機関

一四、電力供給を含む農村における電化

一五、非通常型エネルギー資源

一六、貧困対策事業

一七、初等及び中等学校を含む教育

一八、技術訓練及び職業訓練

一九、成人及びノンフォーマル教育

二〇、図書館

二一、文化事業

二二、市場及び市

二三、病院、一次医療センター及び診療所を含む保健及び衛生

二四、家族福祉

二五、女性及び児童福祉

二六、身体障害及び精神障害に対する福祉を含む社会福祉

二七、弱者層の福祉、とくに指定カースト及び指定部族の福祉

二八、配給制度

二九、コミュニティ施設の維持

第一二附則

(第二四三W条関連)

一、市街地計画を含む都市計画

二、土地利用及び建築物建設に関する規制

三、経済的及び社会的開発に関する計画

四、道路及び橋梁

五、家庭用、産業用及び商業用水の供給

六、公衆保健及び衛生管理、廃棄物管理

七、消防

八、都市部緑化、環境保護及びエコロジーの推進

九、身体障害者及び精神障害者を含む社会における弱者層の利益保護

一〇、スラム改良及び改善

一一、都市部における貧困対策

一二、都市部における施設、すなわち公園、庭園、遊園地等の

供与

一三、文化的、教育的及び美的側面の推進

一四、埋葬及び埋葬地。火葬及び火葬場並びに電気式火葬

- 一五. 家畜小屋。動物に対する残虐行為の禁止
- 一六. 出生及び死亡の登録を含む人口動態統計
- 一七. 街灯、駐車場、バス停留所を含む公共の便益
- 一八. 解体処理場及び皮なめし工場の規制